

交野市自然保育推進交付金交付要綱

(目的)

第1条 交野市内の保育施設において交野市の豊かな山地自然を活用した自然体験活動に対して交付金を交付することにより、子どもたちが交野市の自然に触れ、体験する機会を増やすことで、子どもが本来持つ自ら学び成長する力、豊かな感性を醸成する等、交野市の認定こども園等における教育・保育の質の向上を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第2条 この交付金の対象は、交野市内の認定こども園、保育所及び認可外保育施設（児童福祉法第59条の2に基づく届出のあった施設、ただし、企業主導型保育施設、居宅訪問型保育事業、一時預かり保育事業を除く）とする。

(交付要件及び交付金額)

第3条 この交付金の交付要件、交付金額については別紙1に定めるとおりとする。

(交付申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする者は、交野市自然保育推進交付金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付し、市長の指定する日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は前条の規定による交付申請があったときは、当該申請にかかる書類等を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、申請者に対して交付条件を付し、交野市自然保育推進交付金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うために必要があるときは、交付申請にかかる事項につき修正を加えて、交付金を交付決定するものとする。

(交付の条件)

第6条 市長は交付金の交付決定をする場合において、次の条件を付するものとする。

(1) 交付金にかかる収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ事業完了後5年間保管しなければならないこと。

(交付金の交付)

第7条 市長は第5条の規定による交付決定後、交付決定した事業者から交野市自然保育推進交付金交付請求書（様式第3号）の提出を受け、当該交付金を交付するものとする。

ただし、市長は事業の円滑な実施を図るために必要と認めるときは、交野市自然保育推進交付金概算払い請求書（様式第4号）の提出を受け、第5条に規定する交付決定額の全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

(変更交付申請)

第8条 第5条の規定による交付決定を受けた事業者は、当該年度内に交付金の申請内容に変更が生じた場合は、すみやかに交野市自然保育推進交付金変更交付申請書（様式第5号）に関係書類を添付し、市長に提出するものとする。

2 前項の規定による変更交付申請があったときは、市長は第5条に準じて交付決定内容を変更し、交野市自然保育推進交付金変更交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付金の交付を受けた事業者は、交付対象事業を実施した年度の翌年度の4月30日までに、交野市自然保育推進交付金実績報告書（様式第7号）に関係書類を添付し、市長に報告しなければならない。

(補助金の確定)

第10条 市長は前条の実績報告の提出があったときは、報告書の内容を精査し、相当と認めるときは交付すべき補助金額を確定し、交野市自然保育推進交付金確定通知書（様式第8条）により報告書を提出した事業者に通知するものとする。

(交付金の返還)

第11条 市長は、交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について市に返還を命ずるものとする。

2 市長は、交付金の交付を受けた後に要件に該当しないことが明らかとなった事業者又は偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けた事業者に対して、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて、交付金の全部又は一部について市に返還を命ずるものとする。

(附則)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別紙 1

1. 交付要件等

項目	内容
交付対象の活動	下記の対象フィールドにおいて 3 歳児クラス以上の園児に実施する自然体験活動 〈自然体験活動の例〉 <ul style="list-style-type: none">・ 散策、山登り・ 生き物探し、観察・ 森の中での自由な遊び 等
対象フィールド	◆ 交野市の山地部の自然 <ul style="list-style-type: none">・ 大阪市立大学理学部附属植物園・ 府民の森ほしだ園地・ 府民の森くろんど園地・ 交野いきものふれあいの里・ その他交野市の里山 ※駐車場があり、車でも訪れることができる場所に限る ◆ 交野市の平地部の自然 <ul style="list-style-type: none">・ 農地
安全確保のための要件	◆ 自然保育中の保育士の数は「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第 33 条第 2 項に定める数以上の複数の加配を必須とする。 (うち、1 名分を補助対象とする) ◆ 自然体験活動における安全対策マニュアルを作成していること。 ◆ 自然災害等緊急時の避難等の体制を整えていること。 ◆ けがや事故に迅速な体制を確保すること。 ◆ 事故等に備えて必要な保険に加入していること。
その他の要件	◆ 年間 3 回以上活動すること。 ◆ 交野市自然保育に取り組んでいることを園の HP 等で発信すること。 ◆ 活動フィールドが農地の場合は、種まき、収穫等の体験活動が必要であること。

2. 交付金額

1回の活動につき 11,000円

※年間120回を上限とする。